

平成16年1月13日より電波法の改正に伴い、電波型式の表示および無線局免許状への記載方法が改正されています。この改正により、新しく無線局免許を申請するときは、無線局申請書(無線局事項書/工事設計書)に新しい電波型式による記載が必要となります。

新電波型式での「無線局事項及び工事設計書」は、以下の要領で記入してください。

21 希望する周波数の範囲、空中線電力、電波の型式					
周波数帯	空中線電力	電波の型式	周波数帯	空中線電力	電波の型式
50M	10	4VF			

電波の型式は、一括記載コードで記入できます。一括記載コードの中に、希望する電波型式が無い場合は、個々に新電波型式で記入してください。

22 工事設計		第1送信機				第2送信機				第3送信機	
変更の種類		取替	増設	撤去	変更	取替	増設	撤去	変更	取替	増設
技術基準適合証明番号		技術番号を記入する									
発射可能な電波の型式、周波数の範囲		50MHz帯 F2D,F3E									
変調の方式		リアクタンス変調									
定格出力		50MHz帯：10W									
終段管	名称個数	SC-1069 1									
	電圧	13.14V									
送信空中線の型式		周波数測定装置 A 有(誤差) B									
その他の工事設計		電波法第3章に規定する条件に合致している				添付図面		<input type="checkbox"/> 送信機系統図			

本機に、技適証明マークと技適証明番号が印刷されたシールを貼っています。その番号を記入してください。必ず、申請に使用するトランスバー本体をご確認ください。

「技術基準適合証明番号」を記入しているときは、記入する必要はありません。付属装置(TNCなど)、または付加装置(トランスバーやパワーブースターなど)を付ける場合は、非技適証明送受信機となりますので、TSS株式会社の保証を受ける必要があります。したがって、網掛け部分に発射可能な電波型式などを追記し、お使いになる装置を含めた送信系統図を添付して申請してください。

使用するアンテナの型式を記入してください。

※工事設計書には、一括記載コードではなく、個別の新電波型式を記入してください。

■保証の申請について

付属装置(TNCなど)、または付加装置(トランスバーやパワーブースターなど)を付ける場合は、非技適証明送受信機となりますので、TSS株式会社に必要事項を記入した「アマチュア局の無線設備の保証願書」を、「無線局申請書」に添えて申請してください。

なお、保証願書および申請に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。

〒112-0011 東京都文京区千石4-22-6 TSS株式会社 保証事業部
電話番号：03-5976-6411

■パケット通信について

パケット通信の電波型式表記は、通信速度が1200bpsの場合、旧電波型式の"F2"から新電波型式の"F2D"に、9600bpsの場合、「F1」から"F1D"に変更されています。

なお、新電波型式表示の詳細については、弊社ホームページ、または(社)日本アマチュア無線連盟(JARL)のホームページをご覧くださいませよう願いたします。

アイコムホームページ <http://www.icom.co.jp>
JARLホームページ <http://www.jarl.or.jp>

アイコム株式会社

本社 547-0003 大阪市平野区加美南1-1-32
北海道営業所 003-0806 札幌市白石区菊水6条2-2-7 TEL 011-820-3888
仙台営業所 983-0857 仙台市宮城野区東十番丁54-1 TEL 022-298-6211
東京営業所 108-0022 東京都港区海岸3-3-18 TEL 03-3455-0331
名古屋営業所 468-0066 名古屋市天白区元八事3-249 TEL 052-832-2525

大阪営業所 547-0004 大阪市平野区加美鞍作1-6-19 TEL 06-6793-0331
広島営業所 733-0842 広島市西区井口3-1-1 TEL 082-501-4321
四国営業所 760-0071 高松市藤塚町3-19-43 TEL 087-835-3723
九州営業所 815-0032 福岡市南区塩原4-5-48 TEL 092-541-0211

高品質がテーマです。

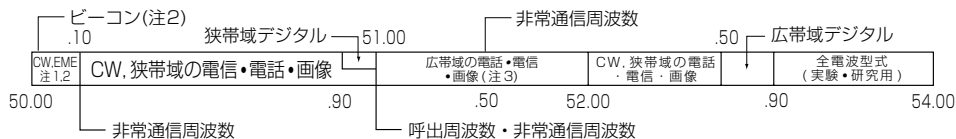
■バンドの使用区分について

電波を発射するときは、下記の使用区分図にしたがって運用してください。

なお、バンドプラン(使用区分)は改訂される場合があります。

最新の情報は、JARLニュースなどでご確認ください。

50MHz帯 周波数：MHz



【注1】 外国のアマチュア局と通信を行う場合に限り、RTTY及びデータ伝送も行うことができる。

【注2】 50.01MHzの周波数は、JARLが標識信号（ビーコン）を送信する場合に限る。

【注3】 51.00MHzから51.50MHzまでの周波数で、外国のアマチュア局と通信を行う場合は、狭帯域の電話・電信・画像及びCWによる通信にも使用することができる。
狭帯域：占有周波数帯幅6kHz以下、広帯域：6kHz以上

■送信系統図

